67

## 『殿暦』の鍼灸

## 寺川 華奈 日本鍼灸研究会

日本中世の古記録における鍼灸関連の記事を辿ることは、同時に『医心方』三十巻が成立した当時の鍼灸事情を知ることである。その際には大きく分けて①鍼灸に直接関わる内容と②禁忌(血忌や人神)の記載とに着目してすすめることになる。前者は施術対象が穴であるか部位であるか、また施術対象となる病證にはどういうものがあり、それに対してどのように鍼灸が行われたかを見ることである。後者は具注暦にも散見する人神や血忌が実際に施術上ではどれ程の影響を及ぼしていたかを知ることである。

今回取り上げた『殿暦』は藤原道長の玄孫、忠実による日次記で、現存する承徳二(1098)年正月から元永元(1118)年十二月までの記事のうち、鍼灸関連のものは康和二(1100)年五月四日「企今日灸治」から永久五(1117)年八月二日までの二十三日分に見られる。施術内容は全て灸に関するもので「灸治」が単独で記されるか、「所労」及び「脚病」といった症状、もしくは「不出仕」が併記される場合に大別できる。

ところで康和三(1101)年九月十七日の項「今日灸治,已剋許忠康来,戌剋許灸治了」,天仁元(1108)年八月十一日の項「雅康参仕,已剋吉時,仍御灸治及申剋了」,永久五(1117)年五月二十五日の項「仍加灸治……辰了程指注,同剋許灸始,酉剋許灸了」といった記載は施灸時間を伺わせる内容だが,これによると天仁元年の白河法皇への御灸は六時間,忠実自身に対する施灸は十時間を費やしたということになる.九条兼実著『玉葉』では「灸了」の時刻を「晩」および「秉燭」の如く記すが,来訪時刻の記載はなく,一方,藤原定家は著書『明月記』にて医家や民間医の来訪時刻は記すも,「灸了」時刻を記さない.あるいはどちらの時刻も記さない記録が多い中,両時刻を明記する例は珍しい.

また、本記の特徴としては禁忌と関わる「人神」や「血忌」といった記載はないが、「物忌」が慣行される中で「灸治」が行われていることである。「物忌」とは祭事の為、あるいは凶事を避けるために、一定の期間、不浄を絶つことである。本記では残念ながら、施灸壮数についての記述はないが、「灸治乱」とあるように、当時の施灸方法では乱壊する場合が多いことを考えると、施灸による「灸瘡」や爛れといったものは、「穢れ」として認識されなかった可能性も示唆されて興味深い。

さて本記に登場する医家には丹波忠康・雅康・重康がいる。忠康は康頼の曾孫、雅忠の養子で『医家人名辞書』には「医博士ニ試シ侍医トナル・治歴中、近江大椽ヲ兼ネ、典薬頭ヲ経、穀倉院別当ヲ兼ヌ」とされる人物で、その子雅康は鍼博士、医博士、権侍医を経て典薬頭など五官の併兼を遂げ、鳥羽上皇の虚羸に対して肩への施灸で効を奏し良馬を賞賜された。また、雅忠の次子、重康は施薬院使、医博士侍医、図書頭兼土佐介・丹波介を歴官した人物で、堀川帝の頸腫の治療に効を奏した逸話が記されている。

一方,同じく典医として宮廷で活躍した和気家であるが,本記に関しては天仁元年,鳥羽天皇即位の際に宇佐使として登場するのみで,医家としての施術を行った記録は見られないことを最後に加える.